

**児童虐待による死亡事例検証報告書
(平成 28 年 2 月 27 日発生事案)**

平成 29 年 1 月

神戸市児童虐待死亡等事例検証委員会

目 次

頁

はじめに

I 検証について

1. 検証の目的	2
2. 検証の方法	2

II 本事例の概要について

1. 事例の概要	3
2. 児童及び家族の状況	3
3. 対応の経過要旨について	4

III 本事例の問題点・課題及び方策

1. 問題点・課題及び方策	6
---------------	-------	---

おわりに

資料

はじめに

本事例は、平成28年2月27日に、実父が6歳の女児と無理心中を図り、ともに死亡したというものである。

実父からは区こども家庭支援課への数回の来所と電話相談があったが、早急な支援が必要と判断されず、児童相談所であるこども家庭センターとの関わりがなかった。そのため、当委員会で把握できた情報は多くない。しかしながら、本事例の結果は重大であり、当委員会は、可能な限り詳細に悲惨な結末に至った本事例を検証し、児童虐待の未然防止及び早期発見の方策をとりまとめた。

本市はもとより他の自治体においても、同様な事例での虐待による死亡事例等の未然防止に少しでも役立つことになれば幸いである。

平成29年1月

神戸市児童虐待死亡等事例検証委員会
委員長 大内 ますみ

I 検証について

1. 検証の目的

平成28年2月27月にX県内の山中で発生した神戸市の幼児と実父の心中死亡事例について、事実の把握、発生原因の分析等により検証を行い、今後、神戸市が再発防止に向けて努めるべき必要な事項について提言を行う。

なお、本検証は、再発防止策を検討するものであり、特定の組織や個人の責任の追及、関係者の処罰を目的とするものではない。

2. 検証の方法

本市では、神戸市市民福祉調査委員会に児童福祉専門分科会を設置しており、児童虐待事案の検討に関する事項について審議する権利擁護部会を置いている。

虐待による子どもの死亡事例等については、この権利擁護部会の下に「神戸市児童虐待死亡等事例検証委員会」（以下、「検証委員会」という。）を設け、事実の把握、発生原因の分析、必要な再発防止策を検討することとしている（神戸市児童虐待死亡等事例検証委員会設置要綱第1条・第2条）。

検証委員会の委員は、権利擁護部会の委員を充てるとともに、検証委員会の委員長は権利擁護部会長をもって充てている（同設置要綱第3条）。

さらに本事例においては、権利擁護部会の委員の他、児童虐待ケースの支援・研究等に精通している才村純（関西学院大学人間福祉学部教授）、精神医学分野に精通している田淵実治郎（精神科医）を臨時委員に委嘱した。

なお、検証委員会では個人情報を扱い、踏み込んだ議論を行うため非公開としたが（同設置要綱第4条）、報告書作成にあたっては、個人情報に十分配慮し匿名性をもった上で公表するものとする。

II 本事例の概要について

1. 事例の概要

平成 28 年 2 月 27 日、X 県の山中にある工事車両置き場でショベルカーのアーム部分からひもで首をつった状態の実父が発見された。さらに近くに止まっていた乗用車の後部座席には本児が倒れて死亡しており、首を絞められた跡があった。実父は自殺とみられ、無理心中を図ったとみられる。

2. 児童及び家族の状況

① 実父（38 歳）

実母とは内縁関係にあり、本児（6 歳）のことは認知している。本児が生まれてからも実母とは交流があった。実家は X 県にあり、2 月 7 日に本児を連れて帰っている。本児を実家に連れて帰ったのは、実母の養育状況に問題があると実父が判断したためである。

② 実母（40 歳）

神戸市 A 区で生活保護受給中。精神障害者保健福祉手帳 3 級所持。双極性気分障害のため神経科クリニックに月 1 ~ 2 回通院中。日中は美容師アシスタントとして Y 市で就労している。

<実母と実父との関係について（実父の主張内容）>

- ・ 平成 20 年から平成 21 年頃、実母は実父と知り合い、本児を身ごもる。
- ・ 実父は入籍を希望するが実母が拒否をする。
- ・ 本児の出産後、実母から連絡があり、実父は 4 年間養育費を支払っていた。
- ・ 実父は、本児との面会も月 1 回実施していた。
- ・ 平成 26 年 2 月頃から平成 27 年 12 月までは実母と実父は同居していた。

③ B 氏（実母の交際相手）

実父の主張によると、実母と B 氏は平成 27 年 12 月から交際を開始した。その後、本児に対して実母と B 氏による養育上問題のある行動等があった。

3. 対応の経過要旨について

○平成 28 年 2 月 17 日 実父から A 区こども家庭支援課に電話相談あり

「X 県役所に本児の小学校入学や親権について相談したところ A 区に相談するよう勧められた。実母は隣の Z 市の小学校（C 小学校）を希望しているが、本児を X 県の小学校に通学させたいので、本児の親権や養育委任状の相談をしたい。」

実父の主張によると、以前は、3 人で A 区に居住していたが現在は別で生活している。実父は、実母の生活状況と本児の養育に問題があると訴える。

A 区こども家庭支援課から、A 区市民課、市役所の法律相談を案内する。A 区保護課にも上記の旨伝える。A 区保護課は翌日実母宅を訪問予定。

○平成 28 年 2 月 18 日 A 区保護課が実母宅を訪問

＜実母からの聴取内容＞

「本児は A 区におらず、2 月 7 日から実父と X 県にいる。」

「2 月 21 日に実父と親族間で話し合いを行う予定。」

「本児の入学先は Z 市の C 小学校の予定。」

○平成 28 年 2 月 23 日 実父から A 区こども家庭支援課に電話相談あり

「弁護士に相談したが、認知だけで親権を得ることは難しいと言われた。」

2 月 25 日に Y 市で実母の叔父と一緒に話し合う予定。」

○平成 28 年 2 月 24 日 実父が A 区こども家庭支援課へ来所相談

「親権がないため、X 県で指定外通学するために実母からの委任状か監護権が必要。実母には一度委任状を書いてほしいと手渡したが、返答や返信がない。弁護士には相談している。」

A 区こども家庭支援課から、委任状、調停については弁護士に相談継続してほしいと助言する。

「X 県で実父・祖父母のもとで小学校に通わせてあげたい。本児に普通の生活をさせてあげたい。」

A 区こども家庭支援課から、A 区市民課にて校区外手続きをするように依頼。A 区市民課へ案内。また、本児が学校区を変えたくない、実母と一緒に暮らしたいという希望があるのであれば、実母の近くに父子の住まいをもつという手段はどうかと提案したところ、「家賃も高いし、父子として生活していくことに不安がある。実家の協力を得ながら養育したい」と返答あり。

「A 区保護課に聞きたいことがある。本児は現在生活保護を受給している

が、実父が養育し病院に行く場合どうすればよいか。」

A区こども家庭支援課がA区保護課を案内する。実父、お礼を言って帰っていく。

○同日 実父がA区保護課へ来所相談

<実父の相談内容>

「2月7日に本児をX県へ連れて帰り、現在も実父が世話をしている。」

「実母は男性を家に連れ込んでおり、本児にとって環境が悪いので、実父が本児を育てたいと考えている。」

「実母には、実父が相談に来たか尋ねられても黙っていてほしい。」

○平成28年2月26日 A区保護課に実母が来所

「実母、実母の叔父、実父3人で2月25日に話し合いをしたが結論は出なかつた。」

○平成28年2月27日

X県の山中にて本児と実父の死亡が確認される。

III 本事例の問題点・課題及び方策

1. 問題点・課題及び方策

本事例では、以下の問題点を指摘する。

- (1) 本事例では、実父が来所・電話相談の中で、弁護士や親族に相談しているなどと問題解決に向けた姿勢を示しており、早急に支援を必要としないと判断されたのであるが、11日間で4度という度重なる来所・電話相談や、その相談内容から、実母への不信感、本児の養育について思い通りにいかない精神的ストレスが伺えたのではないか。
- (2) 実父の訴えの内容から、実母の本児に対する心理的虐待やネグレクトなどの恐れがないか、実母の養育状況を把握し、アセスメントをしておく必要があったのではないか。
- (3) 親権者でない実父が本児を連れ出して預かっていることの適否、それが本児にとって好ましいことかどうかという子どもの視点に立った問題意識が関係機関に希薄だったのではないか。

以上の問題点を踏まえ、再発防止のために関係機関は、子どもの処遇に関するあらゆる相談に関して、危機意識を絶えず持ち、想像力を働かせ、鋭敏な感受性を養うことにより、支援・介入のタイミングを見逃さないことが重要である。とりわけ、本事案のように子どもの養育をめぐって父母が争っているような場合は、常に子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を第一に考えて支援していくことが必要である。

本件では介入・支援のタイミングを逸してしまったが、一般にケースは常に流動的であることに留意し、その時々の個々の対応だけではなく、時系列に沿った進行管理（ケースマネジメント）が重要である。つまり常にケースの進捗状況を明らかにするとともに、必要な場合はアセスメントや援助計画の見直し、関係機関との調整などをを行うことが必要である。なお、ケースの理解や危険性等の認識において関係機関間で意見が異なるような場合は、共通のアセスメントツールを活用しながら共同でアセスメントを行うなどの工夫も必要である。

おわりに

今回検証した事例は、実父の初回相談から 11 日後に事件が発生した。

短期間での事件発生で、関わった関係者の誰もが、このような結果を想像することができなかつたと思われるが、本事例のように、子どもの親や子どもを取り巻く人たちが関係者の想像を超えた行動をとり、最悪の事態を招いてしまうことがあるということは忘れてはならない。

また、どのような事例であっても、子どもの視点から物事を考えるということを忘れず、子どもの最善の利益とは何なのかということを絶えず考えながら支援していく必要がある。

本事例では、他県在住の実父が神戸市から本児を連れ出していたことも、子どもの状況を把握できなかつた一因であるが、地域間での連携、情報交換も今後の課題であろう。

本事例を参考事例として関係者に注意を喚起することで、児童虐待の未然の防止や早期発見、再発防止につながり、二度と同様の事例が発生しないことを切に願うものである。

神戸市児童虐待死亡等事例検証委員会名簿

氏名	役職等	備考
大内 ますみ	弁護士	委員長
松田 宣子	関西国際大学大学院看護学研究科 教授	
津田 正治	神戸市医師会 理事	
小野 セレスタ 摩耶	滋慶医療科学大学院大学 准教授	
上弘 正晃	神戸市民生委員児童委員協議会 常任理事	
村田 一実	しらゆりホーム 施設長	
才村 純	関西学院大学人間福祉学部 教授	
田淵 実治郎	田淵神経内科診療所 院長	

(敬称略)

神戸市児童虐待死亡等事例検証委員会の開催経過

第1回目 平成28年3月7日（月）

（1）本事例の概要説明

第2回目 平成28年6月20日（月）

（1）検証目的・検証方法の確認
（2）本事例の概要及び本市の対応経過の説明
（3）課題点の整理と今後の対応策のまとめ

第3回目 平成28年8月25日（木）

（1）検証結果報告書案の検討

神戸市児童虐待死亡等事例検証委員会設置要綱

(目的)

第1条 虐待による子どもの死亡事例等について、事実の把握、発生原因の分析を行い、必要な再発防止策を検討するため、「児童虐待等の防止に関する法律」第4条第5項に基づき、「神戸市市民福祉調査委員会・児童福祉専門分科会・権利擁護部会」（以下「権利擁護部会」という）の下に「神戸市児童虐待死亡等事例検証委員会」（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 事実の把握、発生原因の分析
- (2) 事例の課題の整理
- (3) 再発防止に向けた提言
- (4) その他、検証の目的達成のために必要なこと

(組織)

第3条 委員は、権利擁護部会の委員をもって充てる。

- 2 委員会に委員長を置き、委員長は、権利擁護部会長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代行する。
- 5 委員長は、事例により必要があると認めるととき、臨時委員を委嘱することができる。

(会議及び調査)

第4条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、原則として非公開とする。ただし、委員会の決議により公開することができる。
- 3 委員会が必要があると認めるときは、事例に関する関係機関に対して、説明及び意見を聞くことができる。
- 4 委員会が必要があると認めるときは、現地への調査を行うことができる。

(結果報告)

第5条 委員会は、検証の結果を、神戸市長に報告するものとする。

(守秘義務)

第6条 委員会の委員及び委員会に出席した者は、正当な理由がなく委員会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため、神戸市こども家庭局こども企画育成部こども家庭支援課に事務局を置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。